



東京教区時報

きょうくニュース

WEB:<http://nssk.org/tokyo/index.html> E-MAIL:comm.tko@nssk.org Phone:03-3433-0987 Fax:03-3433-8678

教区会特集

第129 (定期) 教区会開会演説

管理主教 ゼルバベル 広田勝一

本日は、皆様にご参集いただき、第129 (定期) 教区会を開催できることを感謝いたします。11月6日より管理主教体制に入り、教区会も延期とし、本日に至りました。私にとりまして、3月の定期教区会に続き、本日も教区会議長を務めさせていただきま

す。教区会の日程変更にあたり、皆さまにご迷惑をおかけしましたこと、申し訳なく思います。本教区会では、開会

聖餐式の代祷のように、先ず何よりも大畑喜道主教の健康をお祈りいたします。また本

日の教区会では、次年度の計画が中心になりますが、私たちひとり一人が新たな一年を踏み出していききたいと願います。

ここで大きくは2点ほど触れさせて頂きます。ひとつは教区

の再編成の件、もう一つは、立

1. 東京教区再編成についての答申への応答の件

今回の教区会は「東京教区再編成準備室」の答申を通して、

教区の将来を見据えた一定の方向性を以て応答する大事な機会であり、

主としてのさまざまに思いや考えておられたことについて、

大畑主教から引継ぎを受けております。

答申書(9月20日付)は、専ら主教に宛てたものでありますが、

教区の将来にかかわる大きな事柄ですので、

大畑主教は早速に「拡大聖職会」(9月29日)において正式に報告し

現状認識の共有に努めました。また、

教役者として喜びと福音を語り続ける者として

召し出されていることを今一度自覚しようと呼びかけを行い、

そして最終的な決断をしなければならぬ主教の判断や決断に聖霊の導きを与えられるように祈って欲しいと願いました。

そのうえで、やがて下す主教の判断のもとに教役者同士がどのようにしたら協働していけるか考えて欲しいと要請したと伺っております。

また、現場の声をきちんと聞くとともに、

主教の方針を理解してもらい協力を願う思いから、

7月に開いた教会グループ幹事教会牧師との会合を10月には二度開催するなど、

なんとかやり繰りされている「主日の礼拝執行」状況を把握し、

今後の礼拝のあり方の検討に着手しました。さらに全ての教会グループ牧師協議会に出向き話しをする予定を立てておられました。

答申を受けるにあたって、大畑主教は、

前以て8月半ば頃からご自身の諮問を振り返る作業に取り掛かり、

答申を得た9月20日以降は専ら主教秘書とともに読み込みを進めました。

これと並行し、答申にもある教区の3つの機能の現在の責任者である主教座聖堂主任司祭、

宣教主事、総主事をスタッフからヒアリングを行うなど精力的に諮問への

答申を基に再編成の骨子を考えていきました。

そして、10月20日には「再編成準備室」委員の方々に感謝と応答の基本的な考えを示しました。

しかし、その後持ちあがった別の事案への対応に時間と労力を取られることになり、

結局は完全な形とまではいかないまま私が引き継ぎを受けることとなりました。

私は、常置委員会での話し

成準備室が信徒・聖職者向け

答申につきましては、再編

成準備室が信徒・聖職者向け

答申につきましては、再編

成準備室が信徒・聖職者向け

答申につきましては、再編

成準備室が信徒・聖職者向け

答申につきましては、再編

成準備室が信徒・聖職者向け

答申につきましては、再編

成準備室が信徒・聖職者向け

合いを経て、東京教区管理主教として大畑主教の考えを踏襲し、東京教区のありようを見つめ、私たち自身が変わっていくことについて歩みを進めることにいたしました。

実際には、まだまだこれから検討すべき課題がたくさんあります。しかし、大畑主教がこれまで考え、示された事柄につきましては、教区会開会演説関連資料として5、6頁に掲載いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

ここでは、大畑主教の考えの基軸となるものについて、触れておきたいと思っております。

それは、今まだ神を知らないでいる人々、将来の信徒に、首都圏における「教会・教区」を引き継いでいけるよう、先ずは教役者が一致し、「わたしの」教会、「今

ら解放され、聖職たちがより牧会に集中できるのではないかと大畑主教は考えていました。

管理主教としても、これらの動きが東京教区主教のもと、実現に向けて進められますことを願います。

このように、大畑主教は「先ず、私たちの意識改革が成されなければ、再編成準備室の答申によって提示されたエリア制度への移行を、ただちに実現することはできない」との考えです。また同時に「平素における教役者と主教のコミュニケーションが絶対的に不足しており、一致協力には、この面における主教の役割が重要である」とも述べておられます。

が良ければ良い」という意識や思いから脱却していかなければならないという事です。

聖職や信徒の減少と高齢化、教会および施設の老朽化、財政難のさなかにあって、教会・教区の疲弊は大きく、これからの発展的希望が見出せないという思いを抱かれます。

しかし、一方、そうである今こそ、本来の教会のありべき姿を、そして私たち自身の信仰の原点を、見つめ直すことを問われているのではないのでしょうか。そしてこの厳しい問いかけがあるからこそ、今、将来への希望を見出す絶好の機会が与えられているのではないのでしょうか。

現実を受け止めることは辛く重いことで、出来れば逃げたい気持ちになることを私たちは経験します。慣れ親しみ習慣化しているこ

が、「私たちは教区にあつて、コミュニケーションがとれる関係性をしっかりと築くと、そして、自分たちの信仰の原点に立ち戻って考えてみる」と、こうしたこと

が私たちに欠けているという現実を、先ず認識し、共有し、改めていかなければ、前に進むことができないということを、大畑主教は強く感じておられたのです。もちろん、事態を一気に変えていくということとはとても出来ないものです。

現実的課題に向き合い、出来ることから、そして着実な施策によって、東京教区再編成に向けた「助走」が、今すでに始まりつつあります。そして大畑主教は、現実的段階的な取り組みによって、2023年の教区

成立100年の時を目前に、教区を変えていけるような計画を立てる考えでした。これからの教区再編成の

とに浸っていたいと誰もが思うものです。

しかし、それは、漫然とした生き方、独善的なあり方にとどまり、本来のありべき姿を見失っていくことに陥る危険性もはらんでいます。

それぞれ自らの姿を見つめ直してみることに、教区の現状にしっかりと目を向けてみることに、現実の社会にあつてそれぞれの信仰を問い直してみることに、そして教会、教区という信仰共同体にあつて教役者、信徒がどう一致、協働していくのか、ということをしつかり改めて考えるべき時を迎えています。

このように大畑主教は、「各個教会主義」や「懐古主義」からの脱却を指そうとしていました。

そうした中であつて、既に「信仰共同体」としての

道のりを、東京教区の教役者、信徒が一緒になつて歩んでいくことに、祈りをもって、ぜひご協力をお願いいたします。

本日の教区会では、再編成に関する議案等がなく、再編成についての話し合いの時間は予定されておりませんが、後段の資料に記されたことについて、ご質問があれば、このことについての確認の時間を後ほど持ちたいと思います。

2. 立教女学院に関する件
「立教女学院の短期大学学生および天使園園児の募集停止について再考を求める件」であります。

本件の議案の通達を受けた大畑主教は、10月30日、議案提出者の皆さんと話し合いの時をもちました。大畑主教の思いは、議案内容を検討した結果、提出され

教会のあり方について考えよう、との具体的な話し合

いや動きが、教区の中で出てきています。

たとえば、東京聖マルチン教会は、自力での教会再建築をしないことを決定し、練馬聖ガブリエル教会、池袋聖公会の二教会と共に新たな教会を形成する提案をし、現在、検討が進められています。また、東京聖三一教会、聖愛教会、東京聖十字教会では、「世田谷三教会連絡会」が発足し、その話し合いの中から、世田谷での新たな信仰共同体の可能性を指し、三つの教会で一つの教会を新しく創る提案がされています。

大畑主教は、そのことを祝福していきたい、と述べられ、よりふさわしいあり方の実現に向けて、その取り組みの進展に努めてほしい、主教としてもそのことを支援していく、と述べら

ようとしているこの議案が資料として公になる前に、議案提出を差し控えて頂きたいことでありました。理由として挙げられたのは、

①手続上、本議案が教区会議長の名前で出す文書にも関わらず、教区主教と相談なしに提出することに至ったのは、法規上は体裁が整っていないようにも道義的に問題があるということ。また、主教は議長として議案の内容を精査して、それが教区の平安進歩のために妨げとなる場合は、事前にそれに対処することも職務としてあると考えます。

②東京教区主教は、立教女学院の理事の一人であり、その理事会の中で理事として議論していく義務があり、理事自身が理事会に対して別の法人の機関決定をもって反対することは矛盾していることでもあります。

③立教女学院は東京教区の

れています。

また、大畑主教は、主日の礼拝執行のあり方についても、教会グループ幹事教会牧師との話し合いを始め

ました。これまで、各教会あるいは聖職、教役者が個々の関係性において礼拝執行者の依頼や手配を行う傾向が強まっていました。今後は本来あるべき主教の責務である人事として行っていくことを明言されています。主日の礼拝の持ち方については、司祭の不足によって聖餐式が定時に執行できない場合、その対応策を一教会だけで考えるのではなく、たとえば、自分の教会だけにこだわらずに聖餐式が行われる教会に皆が集うなどの、新たな主日礼拝の持ち方の可能性を検討して

いました。そのことによつて、信徒や聖職者が疲弊か

下部団体ではありません。学校法人は私立学校法に基づき、理事会が存在し、運営、経営に関して責任ある決定を行っております。この経営判断に対して反対決議を教区会が行い、そこに異議を唱える権利は、東京教区には有しなく、逆に不当な干渉にあたっては、逆のこと

でありました。以上のようなことで、東京教区主教として議案の提出を差し控えることを求める。これが大畑主教の趣旨でありました。

大畑主教は、この話し合い後の11月5日に体調を崩され、休職になりました。それを受けて私も管理主教として、この議案を教区会で審議することは、そもそも「議案」として成り立たないことを提出者側と話し

合いの時を持ちました。11月19日になりますが、私は

大畑喜道主教による東京教区再編成の基本方針の骨子（2017/11/5 時点）

【個別教会意識からの脱皮】

答申にある「新たなエリア制」にただちに移行することはない。

- ① 現行の「教会グループ」を当面維持する。
このことによって、エリア制の新たな仕組みを構築することよりも教区が現在直面している諸課題への現実的対処を「教会グループ」の中で始めていく。
- ② そのため、今までの教会グループのありようとは明確に違って、「各個教会主義的な在り方」からの脱却をタスクとし、乗り越えるために教会間、牧師間、信徒間、牧師信徒間の協力を強め協働していくことを推進する。
- ③ こうしたことは一夜にしてできるものではなく、意識を変えていく必要があり出来るところから順次進めていく。
先ずは4月の人事配置の中で教役者と信徒に示していく。

【主日礼拝執行の基盤の安定化のための主教指針。礼拝の執行、教役者の働き方の再確認】

「主日礼拝の執行」に四苦八苦している教区の実態を踏まえ、教会数と司式者の不均衡への対処を個々に行うのではなく教区全体で行う必要がある。

今般の「小笠原聖ジョージ教会」の件では、喫緊の課題としての認識を一層強めた。

*既に一部については、主教と教会グループ幹事教会牧師との会合で検討されている。

- ① 教区内で執行されている全礼拝の把握。（主日、祝日、レクイエム、朝・夕の礼拝、そのほか主日以外のものも含む）
- ② 礼拝執行者の配置（教区主教による人事配置、午前午後掛け持ちしないなど）
- ③ 礼拝の持ち方（みことばを行う考え方もあるが聖餐式・礼拝の合同化を推進）
- ④ 教役者の働き方（牧会、年限、タスクなど）

【教会数と限られた教役者数、その将来展望】

信徒、教役者の充実、内向きから本来の宣教の姿である外向きの考え、働きに意識改革を図っていく。

- ① 教役者数、信徒数、財政の脆弱性、また信仰や教勢の現状を踏まえ、将来、首都圏に“教会・宣教”をどう繋いでいくか。やはり、現在の東京教区の「建物としての」教会の数について考えていかなければ立ち行かないのではないか。
- ② 「信仰的、神学的」な事柄を一層大事にするとともに、時代の変化への「現実的対応」にも並行して知恵を出し合い難局を乗り切ること。
- ③ 現在行われている教会が共に新たな教会の形成に向かおうとする取り組みを祝福し、実現にたどり着くよう積極的に支援する。

《練馬聖ガブリエル教会、池袋聖公会、東京聖マルチン教会》

《東京聖三一教会、聖愛教会、東京聖十字教会》

【財政面の課題検討】

財政状況への対応は、避けて通ることの出来ない現実の課題であり早急に検討を始める。

- ① 特に教区費分担金の根本的な見直しは不可欠である。
たとえば教役者俸給の現行プール制以外の考え方、直接負担制など広く検討する必要がある。
- ② 現状認識：自立を目指しながらも建物維持さえままならない状況への対処必要
教区費分担金は各教会資産を取り崩している状況 / 建築融資金の枯渇状況
*主教・常置委員会で文書発信（2017. 11. 1 付）
「建築融資金の状況と今後の聖堂、牧師館、新築・改築・修理・修繕について」

提出者の一人である中村邦介司祭、他5名の世話人の方とも話し合いの場を持ちました。そこでは議案は取り下げられないとの結論になりましたので、ギリギリになりましたが、教区会資料に議案として入りました。その数日後ですが、「立教女学院のために祈る件」という議案が書記局に出されました。二つの関連議案を同時に取り扱うこと、祈りに恣意的なものがないか、関連施設等の関係等、検討いたしました。本教区会議案としてわたしは了解した経緯があります。

尚、昨年11月の教区会において、立教女学院の短期大学学生と天使園園児募集停止についての立教女学院理事会の決定に至る過程を巡って、議場から批判的な発言があつたと聞いております。それ以後も、立教女

学院関係者はじめ、東京教区、日本聖公会のさまざまの方々の間で、立教女学院に対する心配や動揺が広がり、また理事会への批判が強まりました。そして「立教女学院に建学の精神を取り戻す聖公会信徒・聖職の会」の世話人会が立ち上げられました。そうした動きの中で本教区会では、立教女学院の理事会に対して、短期大学学生と天使園園児募集停止について再考を求め、議案が提出されるに至っています。

わたしは現在、立教女学院の院長という任を担いつつ、このたび大畑教区主教の休職に伴って東京教区の管理主教の任命を受け、この教区会では議長として、この議案を審議する役割を努めることとなり、立場としては非常に複雑なところに置かれています。ご理解いただければと存じ

ます。さて、ひとこと管理主教・教区会議長という立場で申し上げさせていただきます。わたしとしては、この議案は大畑主教も指摘していただきますように、教区会の審議には馴染まないと思っております。本議案を宗教法人としての東京教区の最高決議機関の場としての教区会が承認すれば、それは、学校法人への不当な介入と見なされる恐れがあり、学校法人との関係も悪化する可能性があります。このことについては、前述のように議案提出者の先生方にも直接会ってお伝えしましたが、聞き入れていただけませんでした。

また、本議案の審議に際しては、批判的な立場にある方々からの情報のみを前提に審議することになり、決議に臨む代議員の方々は、その正当性を計る余地があ

りません。さらに理事会の決定に対して再考を求めるなら、それは理事会との対話の中で実現可能であるかもしれませぬ。また昨年11月教区会終了後、東京教区常置委員会は、立教女学院理事会に対し、可及的速やかに事態の收拾を求める旨、文書にて申し入れをいたしました。確かに、その際の文書が、理事会の決定に異議申し立てされている方々の間では、理事会を批判し、チャプレン人事の是正を求める、そうした擁護的な文書として受け取られてしまったことは事実です。しかしながら、その後の立教女学院とのやりとりの中で、本年5月に送った理事会宛の文書の中にも、東京教区常置委員会、理事会と理事会の決定に異議申し立てされている方々との間に和解と一致が

育まれることを祈り続けていることを明確に表明し、この立場に立ち続けています。「理事会と理事会の決定に異議申し立てされている方々との間に和解と一致が育まれることを祈り続ける」こと、これが東京教区としての対外的な立場であることとを、どうぞご理解いただきたいと思ひます。以上、2点を中心に述べさせていただきました。女学院の件は議案もあり、そこで発言できると思いますが、再編成に関してはこの後、少し時間を取り今後の方向性をめぐり、質疑等の時を持ちたいと思ひます。

以上 私からの演説とさせていただきます。

③ 信徒の減少や財政状況は逼迫しており、今を逃したら教区は崩壊しかねない程の危機にある。この危機意識の不足を真摯に受け止め、あらためて担い合っていきたい。どうにかなるという時は過ぎた。

* (これを受け、11月14日常置委員会では“空き状態の牧師館の維持管理、また土地建物の有効利用にあたって必要な原則的ルールの在り方に関する検討や確認”について財政委員会に諮問することとし現在依頼文を調製中)

【教区運営の3機能の確立及び各種委員会の再編成など組織機構改革】

- ① 主教座聖堂、宣教、教区事務を教区3機能として明確にしていく。
組織は当面、現行の2組織（主教座聖堂、教区事務所）とし、宣教主事としての機能を継続する。
- ② 各種委員会を整理統合再編成していく。
- ③ 織図を以て機構、機能を明確化していく。
- ④ 聖公会関連諸団体とのコミュニケーション、関係性の構築に努める。

<目標>上記について検討を重ね、2023年東京教区成立100周年を目途に実現させていく。

・総体を見ながら、出来ることから段階的に実施し、あるいは検討過程で変更が必要な場合には適切な対処を行う。

<検討組織とロードマップ>

・2017年11月教区会から2018年3月：

主教のもと、主教秘書と答申にもある教区3機能（主教座聖堂、宣教、教区事務所）の現在の責任者らで取り組み方について検討する。

そして、現状にあっては常置委員会の協議を経て必要に応じて現存の諸委員会と協力していく。

また、具体的な検討や実行に際して、先々においてどのような組織体（ワーキンググループ）の編成が必要かについて研究する。

・2018年3月教区会：

教区再編成を実現するための、より具体的な検討および実施にあたるワーキンググループなどの設置を提案する。（予定）

・その後：（予定）

ワーキンググループと主教秘書、教区3機能スタッフは連携協力し、常置委員会に報告、協議承認を得るものとする。 法規上の必要な手続きを経ていく。

教区会報告

12月16日（土）聖アンデ

レ主教座聖堂にて、管理
主教広田勝一師のもと第

129（定期）教区会が開

かれた。主教座聖堂での聖

餐式の後、会場を聖アンデ

レホールに移し審議。又、

審議中に総会代議員の選挙

をおこなった。

議案

第1号議案

2018年度教区収支予算

案承認の件

・可決

第2号議案

立教女学院の短期大学およ

び天使園園児の募集停止に

ついて再考を求める件

・議案取り扱いに関して、常

置委員会と提案者に付託す

ることを決議した

第3号議案

立教女学院のために祈る件

・可決、但し議案の文言を一

部修正の上、議場で祈った

第4号議案

「日本聖公会東京教区施行規
則」一部改正の件

・可決

2018年 総会代議員選

挙結果

聖職代議員（2名）

・司祭 中川 英樹

・司祭 笹森 田鶴

（補欠）司祭 卓志雄

司祭 佐々木道人

信徒代議員（2名）

・黒澤圭子

・後藤 務

（補欠）植松 功

松田 正人